

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

上場企業としての企業価値を高めるためには、企業倫理の重要性と経営の透明性及び健全性が最重要課題であることを認識し、取締役会、監査等委員会などによる監督機能及び経営監視体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの実効性の一層の確保を図るとともに、積極的な情報開示等を行い、全てのステークホルダーにとって公正で透明性の高い経営を実現してまいります。
なお、当社は、平成27年6月25日開催の第69期定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社に移行しました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則のすべてを遵守しています。本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCSホールディングス株式会社	4,005,000	29.08
豊栄実業株式会社	532,000	3.86
北部通信工業株式会社	511,000	3.71
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	453,000	3.29
シグマトロン株式会社	330,000	2.40
テクノ・セブン役員持株会	310,627	2.26
梅田久夫	262,000	1.90
ハイテックスシステム株式会社	237,000	1.72
エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社	235,000	1.71
東京コンピュータサービス株式会社	192,000	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	TCSホールディングス株式会社 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、一般的な取引と同様の基準で合理的に決定しており、重要な取引については、取締役会決議により行うなど少数株主に不利益を与えないよう対応しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社はTCSホールディングス株式会社であり、議決権所有割合は、直接所有分29.48%、間接所有分9.67%及び緊密な者又は同意している者の議決権所有割合は17.57%です。当社と親会社は、平成15年3月に資本・業務提携契約を締結しました。当社は、平成26年4月に事務機器事業を、子会社ニッポー株式会社に分割承継させ、現在はシステム事業をメインとしています。親会社は、不動産賃貸、株式の所有及び管理を主な事業としており、事業内容は異なります。当社は、システム事業において、親会社の企業グループに対し、ソフトウェア開発及び技術支援を行っています。当社独自の事業方針に基づき、営業・受注活動、採用・要員の育成を行ない、一般取引先との取引拡大を進めています。親会社グループ各社との取引においては、一般取引先と同様の条件で取引を行っています。当社の子会社には、事務機器や関連製品の製造、販売を行なうニッポー株式会社及びシステム事業を行なう株式会社テクノ・セブンシステムズ及びテクノ・トロン株式会社がありますが、いずれも当社と連携しながら研究開発、市場調査、営業・受注活動を行ない、一般取引先との取引拡大を進めています。また、親会社グループ各社との取引においても一般取引先と同様の条件で取引を行なっています。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
飯田高弘	他の会社の出身者			▲								
阿部利彦	他の会社の出身者											
白取聡哉	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯田高弘	○		——	IT関連会社等での経理、財務等に関する経験や幅広い知見から、当社の取締役の監視とともに、助言や提言を行うことが可能であること、中立的な立場で独立性を確保していること等により、適切な取締役の監査等を遂行できると判断して社外取締役に選任しています。
阿部利彦	○	○	——	精密機械会社での経理、財務等に関する経験や幅広い知見から、当社の取締役の監視とともに、助言や提言を行うことが可能であること、内部統制等経営の健全性確保のための有効な助言が期待できること、中立的な立場で独立性を確保していること等により、適切な取締役の監査等を遂行できると判断して社外取締役に選任しています。
白取聡哉	○		——	証券会社での業務経験や企業経営での豊富な経験と幅広い見識から、当社の取締役の監視とともに、経営全般についての有効な助言や提言を行うことが可能であること、中立的な立

				場で独立性を確保していること等により、適切な取締役の監査等を遂行できると判断して社外取締役に選任しています。
--	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

現在、当社では監査等委員会の職務を補助すべきスタッフは設けていませんが、当社の事業規模、事業内容等から専門的な知識や経験のある3名の監査等委員による監査、監督体制で監査等委員会の機能は十分果たしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部統制システムを活用しながら内部監査室及び会計監査人と連携し、適時意見交換等を行い、監査情報・問題点等を共有しながら、監査・監督の実効性を高めることとしています。代表取締役と監査等委員会との定期的な会議を開催し、監査上の重要課題等につき意見を交換し、相互認識を深めて改善に努めています。
会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、継続して監査を受けています。会計監査人は監査等委員会と必要な情報交換や意見交換を行い、連携して会計監査を実施しています。監査終了時には監査結果を監査等委員会に報告しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役は3名です。うち独立役員の資格を充たす社外取締役2名のうち1名を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社事業環境から判断して実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）及び監査役に支払った報酬は、取締役（監査等委員を除く）3名に対し8.7百万円、取締役（監査等委員）2名に対し6.1百万円、監査役2名に対し1.6百万円です（平成28年3月期）。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別して、それぞれ株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定しています。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、各取締役の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し、取締役会で決定しております。監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定しております。

なお、平成27年6月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額5,000万円、監査等委員である取締役は年額2,400万円を限度とすることが定められています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役にに対し、取締役会で使用する配布資料及び経営会議資料等を経理部又は関連部署が連絡窓口となり事前に提供し、取締役会や経営会議で質問や意見が述べられるよう十分な機会を提供しています。

また、取締役会、経営会議以外の会議にも積極的に社外取締役を招聘し、取締役等の職務の執行を監督できるようサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めています。また、取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。

当社の取締役会は取締役8名、うち、監査等委員以外の取締役5名及び監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役3名）（平成28年6月27日現在）で構成されています。代表取締役社長を議長とし、毎月、定例取締役会を開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに業務執行状況も報告され、迅速に経営判断できる体制となっています。また、議題に応じて構成されたメンバー等にて毎週経営会議を開催し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努め、取締役会に反映させています。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）（平成28年6月27日現在）で構成されています。監査等委員の中から互選によって選定された委員長を議長とし、毎月定期的に監査等委員会を開催し取締役の職務の執行の監査及びその結果その他重要事項について議論しています。監査等委員である取締役は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに監査等委員以外の取締役からの報告を受けるなど監査等委員以外の取締役の業務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査を行っております。また、社内の各種会議にも積極的に参加しており、独立した立場からの質問や意見を述べるとともに、幅広い見識、経験に基づいた助言を行い、取締役の業務執行を監視できる体制となっています。

取締役会のほか、経営会議、責任者会議を定期的に行っており、役職者及びその他必要に応じて代表取締役が指名したメンバーが出席しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成27年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会及び監査等委員会を設置しました。

当社が監査等委員会設置会社に移行した理由は、上場企業としての企業価値を高めるためには、企業倫理の重要性と経営の透明性及び健全性が最重要課題であることを認識し、取締役会、監査等委員会などによる監督機能及び経営監視体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの実効性の一層の確保を図るとともに、積極的な情報開示等を行い、全てのステークホルダーにとって公正で透明性の高い経営を実現するためです。平成28年6月27日現在、当社は3名の監査等委員である社外取締役を選任しており、取締役会のほか、社内の各種会議にも積極的に参加し質問や意見を述べており、経営に対する監督機能を果たしています。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、株主総会を行なっています。
その他	株主総会招集通知については、できるだけ早期発送し、株主に報告事項、決議事項を含め、会社の現状をより良く理解していただけるよう努力しています。平成28年3月期定時株主総会の招集通知は、発送前に当社ホームページ上に開示しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.techno7.co.jp)には、IR情報として適時開示資料、決算補足説明資料、有価証券報告書、事業報告等を掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、「テクノ・セブングループ行動指針」において当該事項を規定しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議しました。

当社及び当社の子会社（以下「グループ会社」という。）から成るテクノ・セブングループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備に関し、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めています。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 企業行動についてのガイドラインとして、行動規範、倫理規範を明示した「テクノ・セブングループ行動指針」を定め、取締役及び社員はこれを遵守する。また、社内研修等により周知し、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。
- (b) コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備を図る。
- (c) 内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する社員からの通報・相談窓口とする。
- (d) 反社会的勢力の排除のため、情報をグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。
- (e) 当社及びグループ会社の取締役会は、法令、定款及び社内規程等に従い、取締役の職務執行を監督する。
- (f) 監査等委員会は、取締役社長直轄の内部監査室及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行につき、法令、定款及び社内規程等の遵守状況を監査する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、関連資料とともに、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理するとともに、閲覧可能な状態を維持する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析並びに発生した損失の拡大を防止するためのリスク管理規程等を制定する。リスク管理規程等の適用範囲にはグループ会社も含め、グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- (b) 新たに生じた損失の危険への対応については、その危険の程度に応じた適切な対応責任者をただちに決定する。また、重要な損失の危険に対しては、当社がグループ会社に対し助言・指導し、適切な管理を行う。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 重要な業務執行その他当社グループに影響を与える重要事項については、取締役社長、その他必要な構成員からなる経営会議を開催し多面的な検討を経て慎重に決定する。
- (b) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するために、合理的な職務分掌、権限規程等を整備する。

ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) コンプライアンス、リスク管理その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を横断的に対象とするものとし、親会社とも協力しながら合理的な内部統制システムを構築する。
- (b) グループ各社間の情報交換、人事の交流を積極的に行い、連携を強化する。
- (c) グループ会社は、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。
- (d) グループ会社は、経営の重要な事項に関しては、当社への事前承認または当社への報告を求めるものとする。

ヘ. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人（補助使用人）に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。

ト. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (a) 補助使用人を設置したときは、補助使用人に対する指揮命令は、監査等委員が行う。
- (b) 補助使用人の報酬、人事考課及び人事異動については、監査等委員の意見を尊重し、その同意を要する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力対策については、総務部門を通して警察等関係機関の協力を得て、断固とした姿勢で対応する旨を社内規程に定めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

【情報の流れ】

